

京都総評争議支援
カンパ運動
1月～3月
闘う仲間にご支援を！

アドバイス

労働相談ホットライン
0120-378-0600

秘密厳守
相談無料

第182号
2020年2月1日(土)
発行責任者 稲村
編集責任者 森下
連絡先 075-811-6770

★相談事例①：★
（女性20歳代・
製造業・正社員）

パワハラで
体調崩し休職

従業員300人弱の製造業。大学新卒で入社した。母親からの電話相談。

上司・先輩のパワハラと思われる対応が原因で体調を崩した。

心療内科に通院し、上司・先輩からのメールの実態を医師に診せたら、「直ちに休職すべき」と言われたので、休職した。

一定期間療養した後、復帰するつもりでしたが、休職中に届いたメールで治りが遅くなり、再度休職することになった。

会社から「そんなに長く休職するのなら、退職したどうか」と言ってきたので、年末付で「退職願」を提出した。ハローワークに相談したら、退職する原因が明確に「パワハラ」であると立証出来たら、雇用保険の加入期間が半年以上あれば、雇用保険が支給される（通常は1年以上）と言われた。

現在、会社都合の離職票が届いていない。また、国民健康保険に加入したい。

1月の相談活動の特徴（新規）

センター発足以来の相談件数は1万8千169件になりました。(1月末日現在)

項 目	件 数	当月比率
面談	2	10.0%
電話・メール	18	90.0%
FAX・その他	0	0.0%
単産・弁護士紹介	0	0.07%
合 計	20	100%
項 目	件 数	当月比率
解 雇	2	10.0%
退職強要・勧奨	0	0.0%
賃金・残業代未払い	3	15.0%
労働契約違反	0	0.02%
社会・雇用保険	1	5.0%
配転・出向・転籍	0	0.0%
労働条件切り下げ	1	5.0%
労働時間・休暇	5	25.0%
パワハラ・セクハラ問題	2	10.0%
倒産・工場移転	0	0.0%
労災・職業病	0	0.0%
メンタル不全・疾患	0	0.0%
組合加入・結成	0	0.0%
その他	6	30.0%
不 明	0	0%
合 計	20	100%

項目	件数	当月比率
男性	8	40.0%
女性	11	55.0%
不明	1	0%
合計	20	5.0%

組織拡大

建交労 1 名
JMITU
1 名

が、「健康保険の資格喪失」の書類も届いていない。
どうしたらいいか？また、国民健康保険証が発行されるまでの期間、通院する場合はどうしたらいいか？

ハローワークでの説明、もしくは労働審判で

年末に退職。きょうは一月8日で、出勤から三日目だと思える。年末年始を挟んでいるので、それらの書類はもう少し時間がかかると思う。退職届を出してしまっているのですが、会社は「会社都合の離職票」を作成してくれないかもしれない。離職票は雇用保険

退職してしまった
現在、「パワハラによ



を給付を受けるときに作成される。自己都合で退職する場合、雇用保険の給付を受けるためには、一年以上の加入期間が必要。

会社が一二月末で自己都合退職だと加入期間が一年未満で、雇用保険の対象外なので、離職票は発行しない」という態度をとるかもしれない。

職場環境を改善したい、懲戒解雇にされたくない

★相談事例②：★
（女性40歳代・
販売業、正社員）

る退職で会社都合退職」の適用を受けるには、ハローワークできちつと説明するか、「労働審判」の方法が考えられる。

「健康保険資格喪失の書類が発行されるまでの期間」や「発行人されるまでの期間通院した場合の処理」は、行政に聞いてみて下さい。

おそらく、「一旦立て替え払いで後日清算」になると思われます。

私と上司と会社役員で面談した。この数年間の私の業務上のミスを、私の業務日誌に記載したことにかわつて指摘された。そのうえで、①職場の規範を乱している、②ミーティングに参加しない、③人の言うことを聞かない、④素直に指示に従わない、⑤話をしても話を切り替えるなどの就業規則違反が見られるので、業務改善に取り組んでもらいたいと指導された。そして、「三か月の猶予を与えるので、その三か月のうちに業務改善できなかったら、会社の指導に従います」という書類に署名・押印せよという

「会社での指示とは何ですか？」と聞いたら、「懲戒解雇」と言われた。

シングルマザーなので即刻解雇は困るし、就業規則を見たら「懲戒解雇は退職金は懲戒なし」と書いてあったし、生活のこともあるのか、どうしたらいいか？

じつくり考えたが
何か良い方法は？

じつくり考えた
が、裁判したり、労
働組合に入って闘
うなどできそうも
ないが、なんかよい
方法はないか？会
社都合で退職する
方法はないか？

証拠必要、労組加入は必須とアドバイスしたが・・・

職場の同僚や上司からパワハラと
思われる行為があ
れば、証拠が必要
なで、「メモ・ボイ
スレコーダー・同僚
の証言」などが必



